

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、内部統制及びリスク管理を徹底することにより、株主、取引先、地域社会及び従業員をはじめとした様々なステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し、企業価値の最大化に努めております。

また当社は会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
茂木貴雄	271,700	39.13
コムテック株式会社	108,100	15.57
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合	69,300	9.98
茂木一男	20,000	2.88
株式会社アドバンスト・メディア	18,700	2.69
株式会社アイカム	11,300	1.63
原トミエ	6,200	0.89
青本真人	5,000	0.72
富沢健	5,000	0.72
齋藤一紀	2,500	0.36

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査委員会から定期的に(必要があるときは随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行い、内部監査委員会との相互連携を図っております。さらに、監査役は会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
志賀 文昭	他の会社の出身者													
高塚 直子	公認会計士													
三井 良克	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志賀 文昭	○	――	他の会社の役員等を歴任していた経験から豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査が行えるものと判断し、社外監査役として選任しました。また、同氏と当社との間に、特別な利害関係は

			なく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
高塚 直子		最近(平成25年6月26日の株主総会の開催日)において、顧問契約を締結しており、役員報酬以外の報酬を受け取っております。	公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査が行えるものと判断し、社外監査役として選任しました。
三井 良克		――	他の会社の役員等を歴任していた経験から豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査が行えるものと判断し、社外監査役として選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

本書提出日現在、独立性の高い社外取締役については選任しておりません。独立性の高い社外取締役は、外部からの客観的かつ中立的な見解を取り入れることができ、経営への監督機能の強化の向上に繋がるため、独立性の高い社外取締役の早期選任が不可欠であると認識しております。上場後1年以内に、業界に精通した豊富なビジネス経験を持った社外取締役を1名招聘し、独立役員として届け出る予定です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
該当項目に関する補足説明	

業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として実施しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役全員に対する報酬等の額を開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬額等の決定は、株主総会で総枠の決議を得ております(現行の総枠は平成26年12月5日開催臨時株主総会にて承認された取締役報酬額等の総枠年間:300,000千円以内となります)。各役員の報酬額は、取締役については取締役会で決めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートは管理部が行っております。取締役会開催の事前に各議案に関する資料を事前に社外監査役を含めた役員へ送付し、各役員からの要請があった場合は事前に内容の説明を行うこととしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- a. 取締役会
取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催し、取締役6名で構成され、当社の重要な事項のすべてが付議され、業務執行を決議し、取締役の職務執行の状況を監督しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行っております。取締役会には監査役が出席し、監査役が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っております。
また、管掌役員制を導入しており、管掌役員は各部署の実効性を高めるため、社長補佐として全社的な見地から管掌組織の業務執行に対し、指導、監督を行い、全社経営戦略の策定に当たっております。
当社は、社外取締役を選任しておりませんが、3名の社外監査役より経営全般に関する意見、指摘をいただき、社内取締役の監督においても社外監査役が重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性及び中立性が確保されていると考えております。
しかしながら、上場にあたり株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段の1つとして、上場後1年以内に社外取締役を招聘することを検討しております。
また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。
- b. 監査役会
監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、原則月1回の定例監査役会を開催しております。監査役3名全員を社外監査役とする体制により、社内取締役のみで構成されている取締役の業務執行について、十分に監視できる体制を構築しております。
監査役は、法律上の権利行使の他、裁決書類の実査等、日常的な業務監査を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。また、監査役の内1名は公認会計士であり、専門的な観点から会計に係る助言・指導、経営監視を実施していただいております。なお、社外監査役

は、各監査役につき独立性を確保することとし、その独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に基づき判断しております。

また、監査役は、内部監査委員会から定期的に(必要があるときは随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行い、内部監査委員会との相互連携を図っております。さらに、監査役は会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。会計監査人については新日本有限責任監査法人を選任しております。

c. 経営会議

当社は、経営環境の変化に対し迅速かつ慎重に業務執行を行うことを目的として、平成26年9月26日開催の取締役会にて「経営会議規程」を制定しております。経営会議は、代表取締役の諮問のもと、取締役5名及びオブザーバーとして常勤監査役の計7名が出席し、経営上重要な課題、取締役会の議題、重要な各種規程、規則の制定、改廃に関する申請等について、十分な議論を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役のみで構成する監査役会が取締役の業務執行について監督・監視しており、また、監査役会、内部監査委員会、会計監査人の連携によって、取締役の職務執行について十分に監視できる体制を構築しているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後、決算の早期化と併せて、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の集中日を避け、株主が出席しやすい日時・場所での開催ができるよう、準備を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表において、個人投資家向け説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表において、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専用サイトを開設し、投資家にIR資料を開示する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関する部署は管理部になります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「情報開示手引書」において、株主をはじめとするステークホルダーに対し、適時・適切に会社情報を提供することを基本方針としており、また、コンプライアンス研修等において、企業活動においてはステークホルダーを尊重することが不可欠である旨を周知徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「情報開示手引書」に基づき、「金融商品取引法」並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」及び「有価証券上場規程施行規則」に基づいた情報開示を行ってまいります。 また、上記各種法令の開示基準に該当しない項目に関しても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めていきます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成26年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任する。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任する。
 - (b) 法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者が取締役、監査役及び使用人に周知を行う。また定期的な研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各自が見直しを行う。
 - (c) すべての取締役、監査役及び使用人を対象とし、コンプライアンス違反行為に関する相談及び通報のための外部窓口を設置する。通報者に対する不利益な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備する。
 - (d) ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定する。
 - (e) 代表取締役は、「内部監査規程」に則り、使用人より内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び使用人に対し客観性を持った内部監査委員会を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的に監査する。
 - (f) 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努める。
 - (g) 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- b. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にする。
 - (b) 取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し、「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため、「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図る。
 - (c) 「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。また定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - (d) 取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況を定期的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努める。また定期的に中期経営計画の見直しを行い、適切な策定ができるように努める。
- c. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る情報（各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータの全てを指す）は「機密文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行う。また内部監査にて、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認する。
 - (b) 「機密文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にする。情報漏洩や改ざん、または事故、故障、若しくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備する。
- d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 経営上の意思決定は、取締役会にて決議する。
 - (b) ビジネスリスク（多額の損失、不正や誤謬の発生等）のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による不正等が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理体制について規定する。
 - (c) 「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置することができる。
 - (d) 内部監査により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について、直ちに代表取締役に報告する。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (a) 監査役は監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について、監査役または監査役会は要請をすることができる。取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行う。
 - (b) 監査役または監査役会は、リスク対策委員会、内部監査委員会、監査役の職務を補助する使用人の人事評価・人事異動に関し、意見を述べることであり、取締役はこれを尊重する。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (a) 監査役は、取締役会に参加する他、希望する任意の会議に自由に出席することができる。
 - (b) 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (c) 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧することができ、必要に応じ内容説明を求めることができる。
 - (d) 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不正行為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を直ちに監査役または監査役会に報告する。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見交換をする。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重する。
 - (b) 内部監査委員会は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換する。
 - (c) 監査役は、監査役会を月1回定時に開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行う。また会計監査人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査委員会を交えて、意見交換を行う。
 - (d) 決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
 - (e) 監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業活動における方針・基準の一つとして、反社会的勢力に対する基本方針を定めております。新規クライアントとの取引開始時には、「反社チェック要領」に則り、外部の調査機関の活用及び会員制ビジネスデータベースサービス「日経テレコン」を利用した情報検索等の信用調査を実施しております。また、新規ベンダー等の仕入先については、取引開始時に、継続取引のある取引先については、原則年間1回以上、「日経テレコン」を利用した情報検索等の信用調査を実施しております。クライアントとの間で締結する当社各サービスの契約事項として、反社会的勢力であることが判明した場合、契約解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込み、当社の調査の結果、然るべき処理が実施できる体制を設けております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

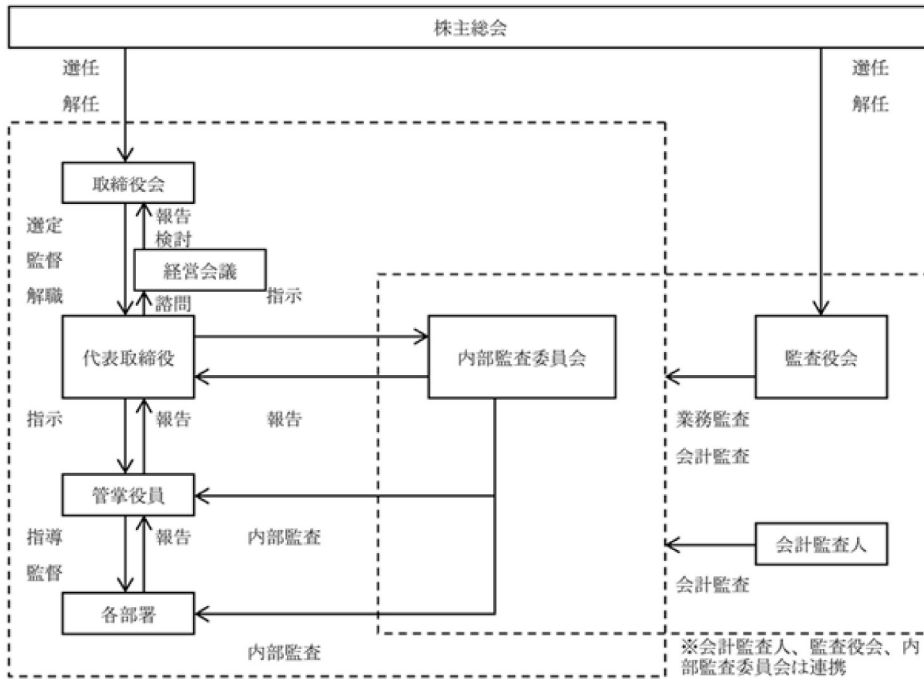
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



適時開示体制の概要（模式図）

